

考 査 基 準

1. 第1次評定者及び第3次評定者考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。(評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない)

2. 第2次評定者考査基準

(1) 考査方法

第2次評定者は、評定の趣旨を十分に理解し尊重した上で、総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表（第2次評定者用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

3. 事故等による減点等

(1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－1にて15点まで減点することができる。

別表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
考 査 点	－3点	－5点	－10点	－15点

【適応事例】

- ・ 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。

- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打合せ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等を受けた。
- ・当該業務において安全管理のための措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

(2) 履行の追完及び損害賠償による減点

成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約書の契約不適合責任条項等に記された手続きに従い、履行の追完又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－２にて２０点まで減点することができる。ただし、ここでいう履行の追完とは、軽微なミス修正ではない大幅な修補をいう。また、富山県設計業務等成績評定要領（以下、「評定要領」という。）第 7 条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第 9 条に定める評定の修正を行うものとする。

別表－２ 履行の追完又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	履行の追完又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により履行の追完又は損害賠償の実施
考 査 点	－ 1 0 点	－ 2 0 点

4. 「調査・計画業務」及び「単純調査業務」について

「設計共通仕様書」第 1204 条及び第 1205 条に規定する「調査業務、計画業務」のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等について、「単純調査業務」と定義する。

なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

【調査業務の内容】

調査業務とは、現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の中で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果のとりまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、前項の調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、調査業務とする。

※ [土木部では設計業務等共通仕様書第 1204 条に規定、農林水産部では当該文に準拠する]

【計画業務の内容】

計画業務とは、貸与資料や適用する規準及び設計図書などを用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行う業務内容である。

なお、同一の業務として、解析・検討を行うための資料収集等を行うことについても、計画業務とする。

※〔土木部では設計業務等共通仕様書第 1205 条、農林水産部では当該文に規定する〕

「単純調査業務」の例

各部門共通	書類編集的な業務 文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務 データ加工業務（降雨解析等） 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） 補償数量の算出 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道路（農道、林道含む）	一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備 情報	施工関連資料の収集整理 定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災 環境	資料収集的な業務 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務

5. 適用する採点表について

（1）業務種類別の適用採点表

①「地質調査、測量業務」採点表

評定要領第 2 条に規定する業務のうち、「地質調査」及び「測量業務」に適用する。

②「単純調査業務」採点表

評定要領第2条に規定する業務のうち、「単純調査業務」に適用する。

③「調査・計画業務」採点表

評定要領第2条に規定する業務のうち、「計画業務」「調査業務」（「単純調査業務」を除く）に適用する。

④「設計業務」採点表

評定要領第2条に規定する業務のうち、「設計業務」に適用する。

(2) 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、上記(1)①から④のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

1) 上記(1)①から④の対象のいずれかの設計金額が200万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。

2) 上記(1)①から④の対象の複数の設計金額が200万円を超えるとき、もしくはどれもが200万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは、第1次評定者及び第3次評定者で統一するものとする。

(3) 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選定は、第1次評定者が決定する。

6. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

考 査 項 目		業務評定	地質調査、単純調査業務、測量業務、 調査・計画業務、設計業務			
			技術者評定			
			管理技術者	担当技術者 (注1)	照査技術者	
プロセス 評価	実施能力 の評価	実施体制 と執行計画	20	20	5	
	実施状況 の評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	6	6	6	
取組姿勢	責任感・積極性 ・倫理観	5	5	7.5		
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合 計			100	100	100	100

注) 1. 「担当技術者」は8人までとする。

7. 業務評価項目

審査項目	細 別	(1) 地質調査、単純調査業務、測量業務				(2) 調査業務、計画業務				(3) 設計業務				
		第一次 評定者	第二次 評定者	第三次 評定者	評定点/配点(基礎点)	第一次 評定者	第二次 評定者	第三次 評定者	評定点/配点(基礎点)	第一次 評定者	第二次 評定者	第三次 評定者	評定点/配点(基礎点)	
プロセス 評価	実施能力 の評価	実施体制 と執行計画	○	○	○	/ 20(12.0)	○	○	○	/ 20(12.0)	○	○	○	/ 20(12.0)
	実施 状況 の 評価	執行管理	○			/ 5(3.0)	○			/ 5(3.0)	○			/ 5(3.0)
		品質管理	○		○	/ 20(12.0)	○		○	/ 20(12.0)	○		○	/ 20(12.0)
		業務特性		○		/ 10(6.0)		○		/ 10(6.0)		○		/ 10(6.0)
		創意工夫	○			/ 4(2.4)	○			/ 4(2.4)	○			/ 4(2.4)
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	○			/ 6(3.6)	○			/ 6(3.6)	○			/ 6(3.6)
	取組 姿勢	責任感・積極 性・倫理観		○		/ 5(3.0)		○		/ 5(3.0)		○		/ 5(3.0)
結果の評価	成果物の品質	○		○	/ 30(18.0)	○		○	/ 30(18.0)	○		○	/ 30(18.0)	
評定者別評価点 ①		○	○	○	/ 40	○	○	○	/ 40	○	○	○	/ 40	
評定者別基礎点 ②		○	○	○	/ 60	○	○	○	/ 60	○	○	○	/ 60	
評定者別評定点 (③=①+②)		④	⑤	⑥	/ 100	④	⑤	⑥	/ 100	④	⑤	⑥	/ 100	
業務評定点計 ⑦= (④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)		⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)					⑧				⑧				⑧	
⑨成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、履行の追完又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)					⑨				⑨				⑨	
⑩その他					⑩				⑩				⑩	
総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩					⑪				⑪				⑪	

■ は、評定対象外

○ は、評定項目

- 注：1. 「担当技術者」は、それぞれ8人までとする。
 2. 各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。
 3. 「⑦」「⑪」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

参考：採点上の補足

1. 業務執行に係る過失に伴う減点について

採点表の評価細目で「その他」を選択する場合は、その理由を記載する。以下、例を示す。

(業務実施上の過失の評価例)

- ・ その他 (第2次評定者の再三の指示にもかかわらず、改善されなかった。)

2. 高度な技術レベルが求められる場合等について

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル” “難易度の高い業務” の項目があるが、これに関しては「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の『図2 標準的な業務内容に応じた発注方式事例』に示される「知識」の高い業務かつ「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に応じた例を示す。

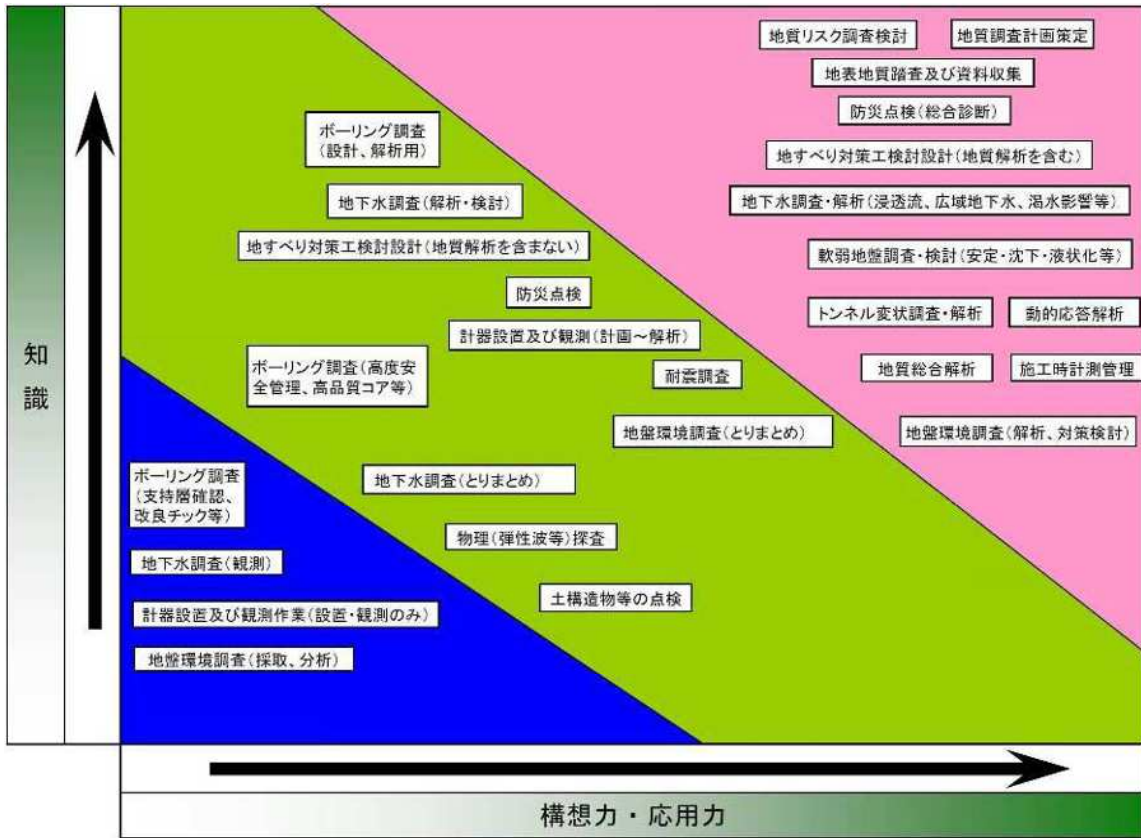


図 地質調査の例

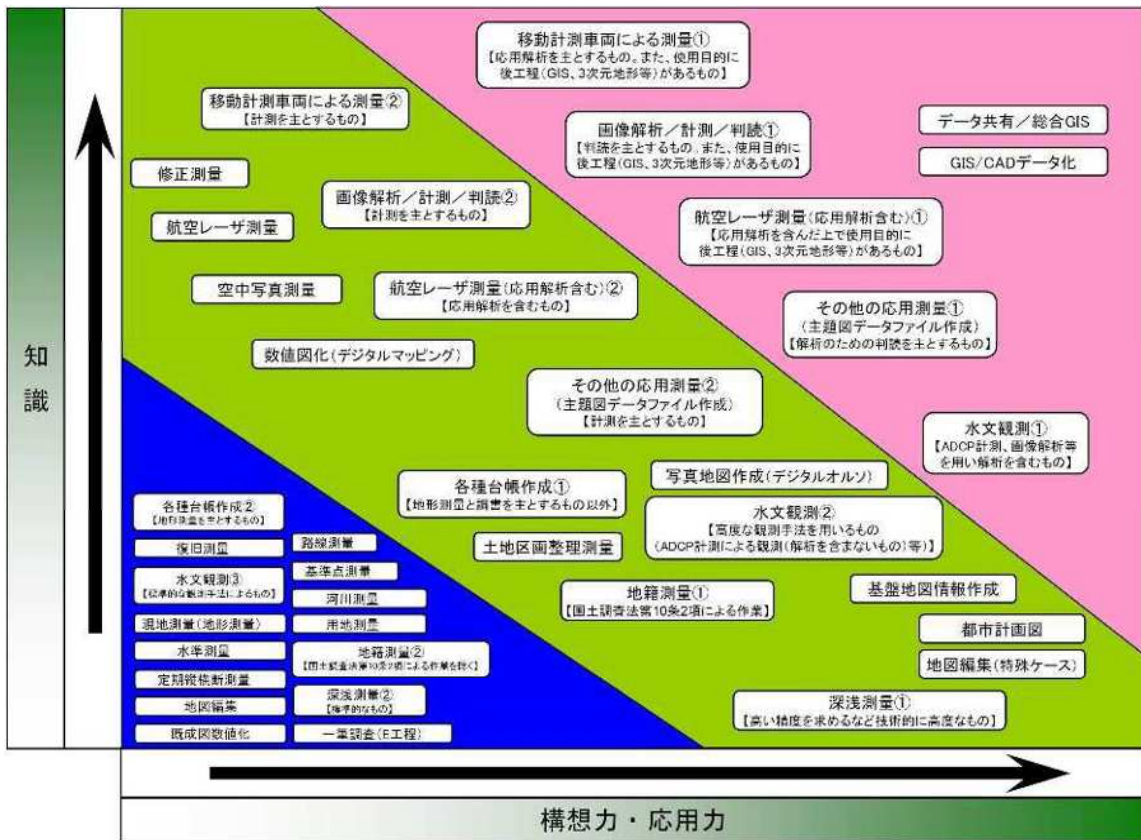


図 測量業務の例

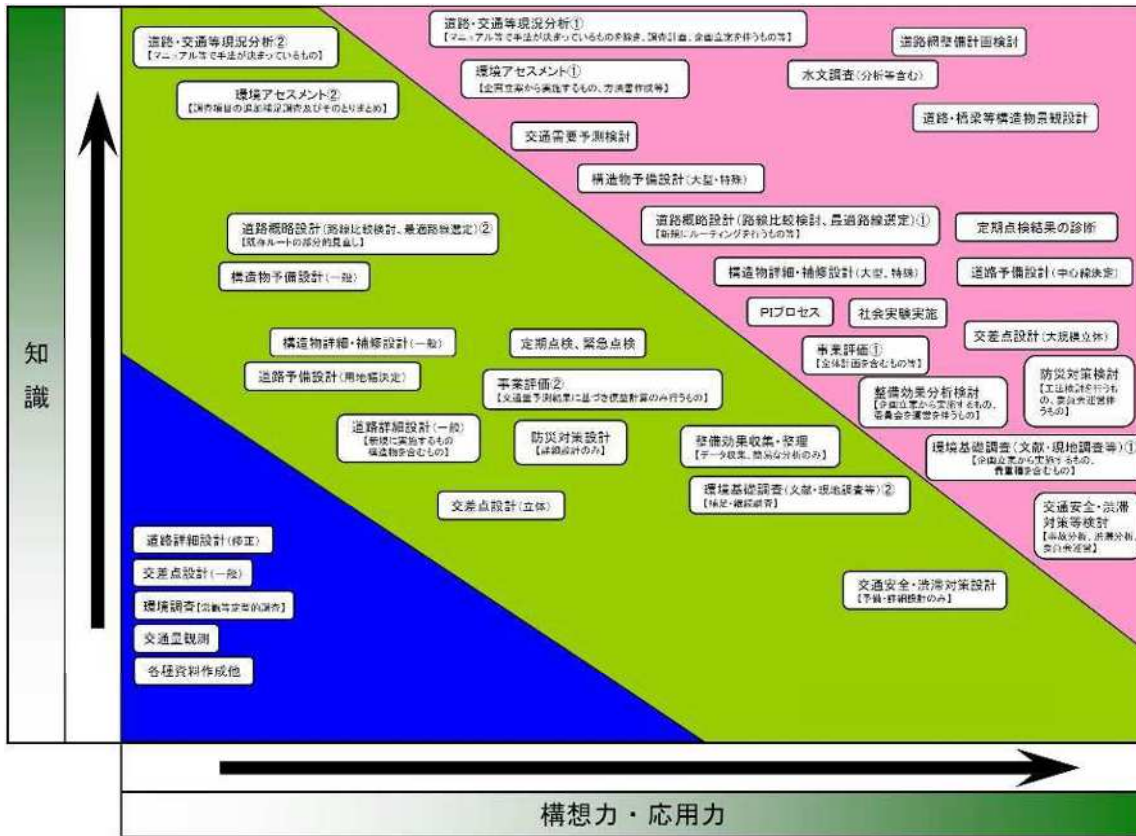
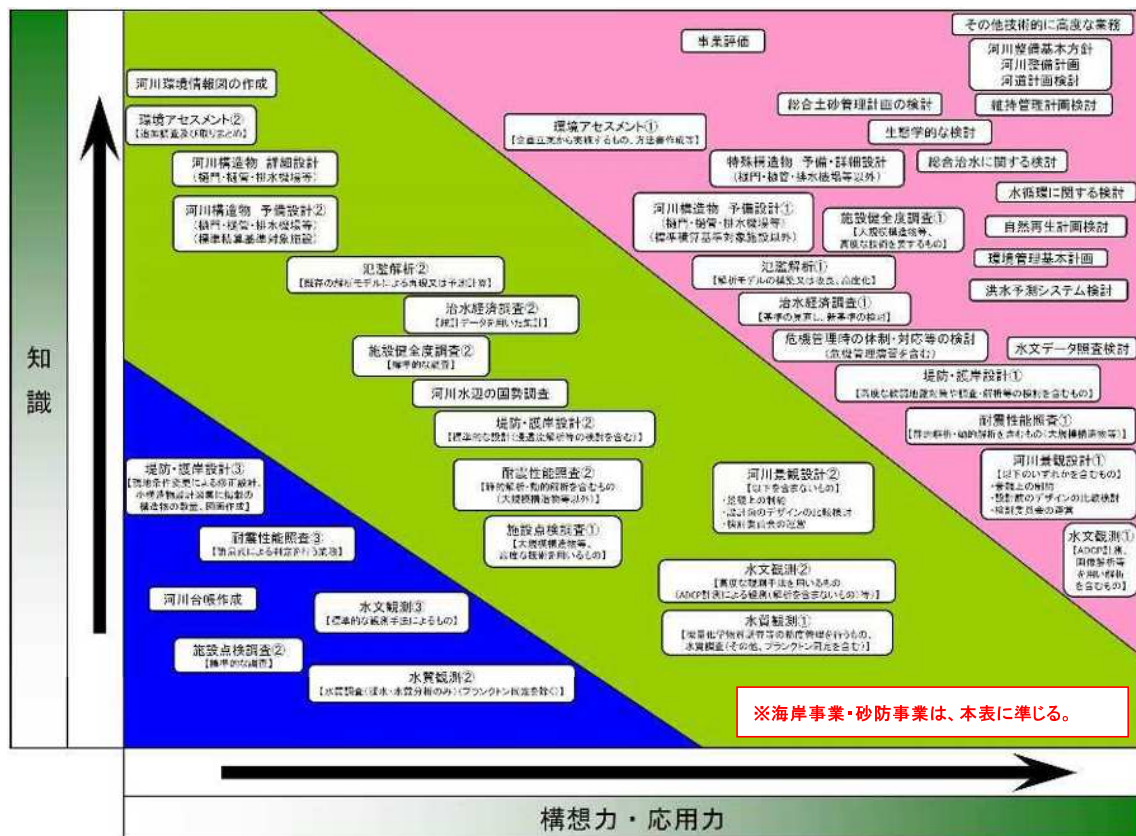


図 道路事業に係わる調査・計画・設計業務の例



※海岸事業・砂防事業は、本表に準じる。

図 河川事業に係わる調査・計画・設計業務の例

業務成績採点表

(1)地質調査、単純調査業務、測量業務		業務名		第一次評定者 = A															第二次評定者 = B															第三次評定者 = C															細別評定点(注2) ※				
				a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)																									
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画																																															0.0	12.0	12.0 / 20	60.0%	
	実施状況の評価	執行管理																																															0.0	3.0	3.0 / 5	60.0%	
		品質管理																																															0.0	12.0	12.0 / 20	60.0%	
		業務特性																																															0.0	6.0	6.0 / 10	60.0%	
		創意工夫																																															0.0	2.4	2.4 / 4	60.0%	
	説明調整能力の評価		説明調整能力																																															0.0	3.6	3.6 / 6	60.0%
	取組姿勢		責任感・積極性・倫理観																																															0.0	3.0	3.0 / 5	60.0%
結果の評価		成果物の品質																																															0.0	18.0	18.0 / 30	60.0%	
評定者別評価点 ①		0.0															0.0															0.0																					
評定者別基礎点 ②		60.0																																																			
評定者別評定点(③=①+②)		60.0					④					60.0					⑤					60.0					⑥																										
業務評定点計(注3) ⑦=(④)×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4		60																														60 / 100																					
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																																																					
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																																																					
⑩その他																																																					
総合評定点の算定		総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																														60																					
所見		(第一次評定者)															(第二次評定者)															(第三次評定者)																					

(技術者評定)(注2) ※

管理技術者		担当技術者(注1)		照査技術者	
基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点
12.0	/ 20	3.0	/ 5		
3.0	/ 5	3.0	/ 5		
12.0	/ 20	18.0	/ 30	30.0	/ 50
6.0	/ 10	7.5	/ 12.5		
2.4	/ 4	2.4	/ 4		
3.6	/ 6	3.6	/ 6		
3.0	/ 5	4.5	/ 7.5		
18.0	/ 30	18.0	/ 30	30.0	/ 50
0 / 100		0 / 100		0 / 100	
0		0		0	

注: 1.「担当技術者」は、それぞれ8人までとする。
2.各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入して表示している。
3.「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

※ 業務評定の計算方法
 管理技術者評定の計算方法 A×0.4+B×0.2+C×0.4+基礎点
 担当技術者評定の計算方法 Aにおける管理技術者の評定点×0.4+BIにおける管理技術者の評定点×0.2+CIにおける管理技術者の評定点×0.4+基礎点
 照査技術者評定の計算方法 Aにおける担当技術者の評定点×0.4+BIにおける担当技術者の評定点×0.2+CIにおける担当技術者の評定点×0.4+基礎点
 Aにおける照査技術者の評定点×0.5+ Cにおける照査技術者の評定点×0.5+基礎点

業務成績採点表

(2)調査、計画業務		業務名																											
		第一次評定者 = A					第二次評定者 = B					第三次評定者 = C					細別評定点(注2) ※												
考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)			
		プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画																					0.0	12.0	12.0 / 20	60.0%	
実施状況の評価	執行管理																						0.0	3.0	3.0 / 5	60.0%			
	品質管理																						0.0	12.0	12.0 / 20	60.0%			
	業務特性																						0.0	6.0	6.0 / 10	60.0%			
	創意工夫																						0.0	2.4	2.4 / 4	60.0%			
説明調整能力の評価	説明調整能力																						0.0	3.6	3.6 / 6	60.0%			
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観																						0.0	3.0	3.0 / 5	60.0%			
結果の評価	成果物の品質																					0.0	18.0	18.0 / 30	60.0%				
評定者別評価点 ①		0.0					0.0					0.0																	
評定者別基礎点 ②		60.0																											
評定者別評定点(③=①+②)		60.0					④					60.0					⑤					60.0				⑥			
業務評定点計(注3) ⑦=(④)×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4		60															60				/ 100								
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																													
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																													
⑩その他																													
総合評定点の算定		総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩															60												
所 見		(第一次評定者)					(第二次評定者)					(第三次評定者)																	

(技術者評定)(注2) ※

管理技術者		担当技術者(注1)		照査技術者	
基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点
12.0	/ 20	3.0	/ 5		
3.0	/ 5	3.0	/ 5		
12.0	/ 20	18.0	/ 30	30.0	/ 50
6.0	/ 10	7.5	/ 12.5		
2.4	/ 4	2.4	/ 4		
3.6	/ 6	3.6	/ 6		
3.0	/ 5	4.5	/ 7.5		
18.0	/ 30	18.0	/ 30	30.0	/ 50
0 / 100		0 / 100		0 / 100	
0		0		0	

注: 1.「担当技術者」は、それぞれ8人までとする。
 2.各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入して表示している。
 3.「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

※ 業務評定の計算方法
 管理技術者評定の計算方法 A×0.4+B×0.2+C×0.4+基礎点
 担当技術者評定の計算方法 Aにおける管理技術者の評定点×0.4+BIにおける管理技術者の評定点×0.2+CIにおける管理技術者の評定点×0.4+基礎点
 照査技術者評定の計算方法 Aにおける担当技術者の評定点×0.4+BIにおける担当技術者の評定点×0.2+CIにおける担当技術者の評定点×0.4+基礎点
 Aにおける照査技術者の評定点×0.5+ Cにおける照査技術者の評定点×0.5+基礎点

業務成績採点表

(3)設計業務		業務名															細別評定点(注2) ※										
		第一次評定者 = A					第二次評定者 = B					第三次評定者 = C															
考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)	
		プロセス評価	実施能力の評価																								
実施状況の評価	執行管理																							0.0	3.0	3.0 / 5	60.0%
	品質管理																							0.0	12.0	12.0 / 20	60.0%
	業務特性																							0.0	6.0	6.0 / 10	60.0%
	創意工夫																							0.0	2.4	2.4 / 4	60.0%
説明調整能力の評価	説明調整能力																						0.0	3.6	3.6 / 6	60.0%	
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観																						0.0	3.0	3.0 / 5	60.0%	
結果の評価	成果物の品質																					0.0	18.0	18.0 / 30	60.0%		
評定者別評価点 ①		0.0					0.0					0.0															
評定者別基礎点 ②		60.0																									
評定者別評定点(③=①+②)		60.0					④					60.0					⑤					⑥					
業務評定点計(注3) ⑦=(④)×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4		60															60 / 100										
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																											
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																											
⑩その他																											
総合評定点の算定		総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩															60										
所 見		(第一次評定者)					(第二次評定者)					(第三次評定者)															

(技術者評定)(注2) ※

管理技術者		担当技術者(注1)		照査技術者	
基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点
12.0	/ 20	3.0	/ 5		
3.0	/ 5	3.0	/ 5		
12.0	/ 20	18.0	/ 30	30.0	/ 50
6.0	/ 10	7.5	/ 12.5		
2.4	/ 4	2.4	/ 4		
3.6	/ 6	3.6	/ 6		
3.0	/ 5	4.5	/ 7.5		
18.0	/ 30	18.0	/ 30	30.0	/ 50
0 / 100		0 / 100		0 / 100	
0		0		0	

注: 1.「担当技術者」は、それぞれ8人までとする。
 2.各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入して表示している。
 3.「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

※ 業務評定の計算方法
 管理技術者評定の計算方法 A×0.4+B×0.2+C×0.4+基礎点
 担当技術者評定の計算方法 Aにおける管理技術者の評定点×0.4+Bにおける管理技術者の評定点×0.2+Cにおける管理技術者の評定点×0.4+基礎点
 照査技術者評定の計算方法 Aにおける担当技術者の評定点×0.4+Bにおける担当技術者の評定点×0.2+Cにおける担当技術者の評定点×0.4+基礎点
 Aにおける照査技術者の評定点×0.5+Cにおける照査技術者の評定点×0.5+基礎点

別記様式第1号

--	--	--	--	--	--

設計業務等成績評定表								
年度		委託業務番号		所属名:				
委託業務等名								
契約金額	当初: ¥			最終: ¥				
履行期間	当初:		最終:					
完了	年	月	日					
完了	検	査	年	月	日			
契約相手方住所氏名								
管理技術者氏名								
照査技術者氏名								
担当技術者氏名①						⑤		
担当技術者氏名②						⑥		
担当技術者氏名③						⑦		
担当技術者氏名④						⑧		
一次評定者所属・氏名								印
二次評定者所属・氏名								印
三次評定者所属・氏名								印
考査項目		第1次 評定者 評定点 ①	第2次 評定者 評定点 ②	第3次 評定者 評定点 ③	業務評定④ (注1)	技術者評定		
						管 理 技 術 者	担 当 技 術 者	照 査 技 術 者
プロセス評価	実施能力の 評価	実施体制と執行計画						
	実施状況の 評価	執行管理						
		品質管理						
		業務特性						
		創意工夫						
	説明調整能 力の評価	説明調整能力						
取組姿勢	責任感, 積極性, 倫理観							
結果の評価	成果物の品質							
⑤小計 (注2)								
⑥事故等による減点		—	—	—				
⑦瑕疵修補又は損害賠償による減点		—	—	—				
⑧その他 ()		—	—	—				
⑨総合評定点=⑤+⑥+⑦+⑧		—	—	—				

注) 1. 各評価項目の「④業務評定」は小数第一位までとする。
 2. ⑤小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。